

公示用

令和4年度施行

設計書

業務名 藻南公園施設改修検討業務

札幌市建設局みどりの推進部

業 務 名	藻南公園施設改修検討業務		
一 金	業 務 委 託 費 業 務 価 格 消 費 税 等 相 当 額	円也	<p style="text-align: center;">業 務 説 明</p> <p>1 業務の目的          本業務は、札幌市公園整備計画に基づき、藻南公園の再整備に向けた施設改修の検討を行うものである。</p> <p>2 業務の概要          本業務は、藻南公園における施設老朽化や駐車場不足などの問題を解消すること、及び公園全体の魅力向上を目的とし、部分再整備や施設更新による再整備基本計画を策定するための事前調査及び検討を行うものである。</p> <p>3 業務の期間          契約締結日から令和5年3月10日までとする。</p> <p>4 仕様書          ・札幌市土木設計業務共通仕様書          ・藻南公園施設改修検討業務 仕様書</p> <p>5 成果品          ・藻南公園施設改修検討業務 仕様書のとおり</p>

## 藻南公園施設改修検討業務 仕様書

### 1 業務概要

#### (1) 目的

本業務は、藻南公園における施設老朽化や駐車場不足などの問題を解消すること、及び公園全体の魅力向上を目的とし、部分再整備や施設更新による再整備基本計画を策定するための事前調査及び検討を行うものである。

#### (2) 施設改修実施の主な背景

昭和32（1957）年度に南区に開設した藻南公園は、総合公園として広く市民に親しまれている公園である。開設後、部分的な施設改修や、平成16年度に拡張整備を行っている。

一部施設の著しい老朽化や駐車場の不足、新基準<sup>※</sup>への未対応などの問題が生じている状況である。

※「遊具の安全に関する規準」、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」等

### 2 業務詳細

#### (1) 対象公園

公園名 藻南公園

公園種別 総合公園

公園面積 都市計画決定面積 30.5ha 供用開始面積 約31.3ha

所在 南区川沿9～11条1丁目、真駒内柏丘7、8、12丁目

なお、本業務は主に供用開始区域を対象とする。（別添都市公園台帳図参照）

#### (2) 基本計画策定に向けた検討の前提

##### 1) 施設改修の方向性

藻南公園は、総合公園としての個性的な魅力を有しており、大きなゾーニングの変更など根本的な見直しは行わないが、公園全体の魅力向上を図るために全体を貫く基本的な視点や考え方の設定や、老朽化に伴う施設更新を基本とする。

ただし、管理事務所は建て替えする方向であることや、駐車台数の増加を行う必要があることから、施設改修を実施するエリアや整備内容を検討する必要がある。

##### 2) 一部施設の著しい老朽化

管理事務所、擁壁類などの老朽化が進行している状況である。特に擁壁類は老朽化が著しく、破損個所の立ち入り禁止措置が長期間化している。また、管理事務所は位置が分かりづらいこと、バリアフリー化への対応が遅れている。

##### 3) 駐車場の不足

パークゴルフ場、炊事広場など利用者の多いシーズンには駐車場が不足してい

る状況である。

#### 4) 炊事広場の在り方

藻南公園の炊事広場の一部は、豊平川の河川敷地を占用し設定しているが、北海道電力の発電所工事に伴い水位上昇が見込まれることから、令和5年度より6年間使用できない状況となるため、今回の施設改修の機会に炊事広場全体の在り方を検討する必要がある。

### (3) 実施事項

#### 1) 与条件の把握、整理

- ・提供資料（図面、利用者数調査結果等）や関係者へのヒアリング、現地調査などにより、利用動向などを把握し、各施設やエリアの施設改修優先度を整理すること。
- ・関係者へのヒアリングは、南区土木部、指定管理者、所管まちづくりセンターを想定している。

#### 2) 施設改修計画案の検討、提案

- ・公園全体の魅力向上を図るため、全体を貫く基本的な視点や考え方により施設改修の方向性を検討する。
- ・施設改修の方向性に基づき、園内をいくつかのゾーンに大別し(ゾーニング)、それぞれの課題や施設改修優先度によって対策を検討すること。
- ・施設改修にあたっては、公園利用者の駐車場から各施設への移動、公園管理車両の走行など、様々な動線の配置について、既存動線の活用を前提に整理すること。
- ・以上を踏まえ、各施設やエリアの施設改修計画を検討、提案すること。

#### 3) 施設改修案計画案図の作成

- ・施設改修案検討に基づいた公園全体平面図、主要施設・エリア別平面図を作成すること。（概略イメージであり施設の詳細は不要）

#### 4) 年次計画の作成、概算事業費の算出

- ・利用動向や施設改修優先度、概算事業費を考慮の上、合理的な年次計画を作成すること。
- ・各施設やエリアの施設改修に係る概算事業費を算出すること。

#### 5) 民間事業者へのヒアリング

- ・民間活力導入の可能性や、想定される事業案を把握するため、民間事業者へのヒアリングを実施すること。（3社程度を想定している。）
- ・1)とは別途のヒアリングを想定している。

#### 6) 報告書の作成

- ・以下成果品のとおり、報告書を作成すること。

【成果品】～報告書：業務概要、施設改修計画の方向性（説明資料・図面等）、  
年次計画、概算事業費、民間活力導入の可能性など

～打合せ簿

### ～情報収集資料

- ・本業務は電子納品対象外とするが、成果品については電子データ（CD-R、DVD-R等）で正副2部提出すること。提出データについては上記成果品一覧の項目とする。
- ・電子データについてはウイルスチェック済みのものを提出すること。
- ・電子データのラベルについては工事のラベルに準ずること。

#### (4) 打ち合わせ

打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果物納入時の計4回とし、すべてに以下に指定する業務主任者が出席すること。

### 3 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、表1に示す資格を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト（LRA）、または表2に該当するものを配置すること。

表1 技術士、RCCM資格者

技術士	RCCM
技術部門：建設、総合技術監理	専門技術部門：造園、都市計画及び地方計画

表2 実務等経験者

当該検討業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で本市が承諾した者

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者
- ・学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
- ・学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

### 4 その他

- (1) 本業務では、第1回打合せ、中間打合せ（2回）、成果品納入時の計4回の打合せを見込んでいるが、時期等の詳細は担当職員と調整すること。なお、本打合せとは別に、作成している資料等の内容や進捗の確認は、電話やメールによっても適宜行うこと。
- (2) なるべく車両の使用は控え、使用する際には、アイドリングストップ、緩やかな

発進、速度変更を抑えた走行など、エコドライブの実践に努めること。

(3) 成果品は両面印刷を心がけること。

(4) 個人情報の取り扱い

本業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱  
注意事項」を遵守すること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 都市公園台帳現況平面図



※ 着色部分が公園告示区域

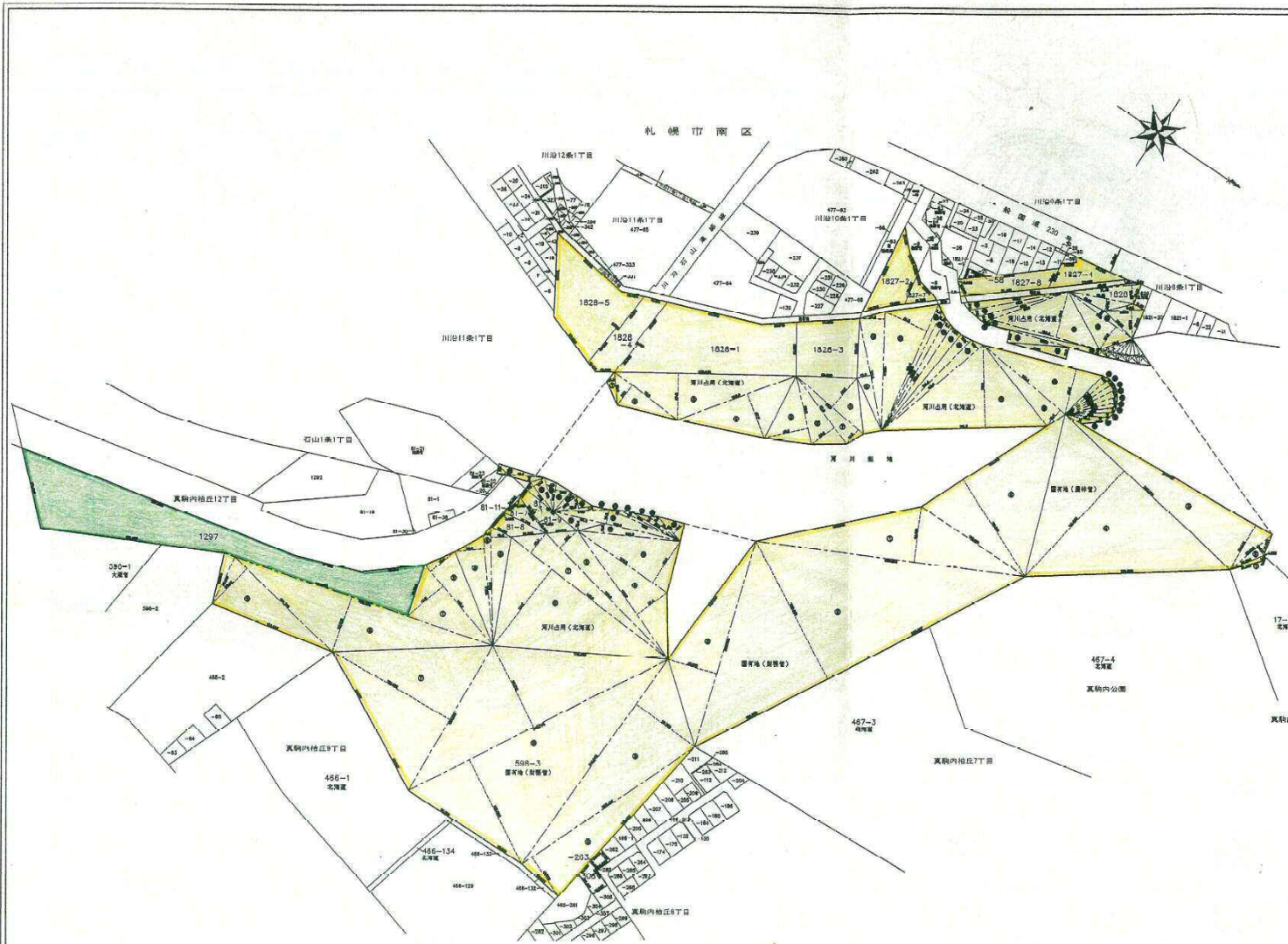
整理番号	南総6
------	-----

平成 17 年 3 月 31 日

公園名	藻南公園 1/7		
土地の所在	川沿9条1丁目, 10条1丁目, 11条1丁目 真駒内柏丘7丁目, 8丁目, 12丁目		
現況図番号	14-08, 14-09 15-08, 15-09	縮尺	1:4000
作成者	札幌市緑化推進部公園管理課		
所管課所名	札幌市緑化推進部公園管理課		



# 都市公園台帳敷地図



公園敷地面積				
土地の所在	所有者	公 簿		備考
		地番	地目 地積(m <sup>2</sup> )	
札幌市南区 川沿9条1丁目	札幌市	1827- 4	畑	1,157.23
	札幌市	1827- 8	雑種地	1,578.79
	札幌市	1827- 58	宅地	121.19
	札幌市	1828	雑種地	1,732.67
札幌市南区 川沿10条1丁目	札幌市	1827- 2	畑	2,531.29
	札幌市	1827- 7	畑	415.00
	札幌市	1828- 1	畑	9,527. -
	札幌市	1828- 3	畑	3,259.50
札幌市南区 川沿11条1丁目	札幌市	1828- 4	公衆用道路	1,692.56
	札幌市	1828- 5	畑	5,434.71
札幌市南区 真駒内柏丘7丁目	札幌市	465-263	公園	196.29
札幌市南区 真駒内柏丘8丁目	札幌市	465-306	公園	419.60
札幌市南区 真駒内柏丘12丁目	札幌市	81- 3	宅地	859.50
	札幌市	81- 7	宅地	461.42
	札幌市	81- 8	宅地	651.47
	札幌市	81- 9	宅地	29.75
札幌市	1297	雑種地	14,313.31	
北海道		河川敷地	69,573.14	河川占用
北海道		河川敷地	58,672. -	河川占用 (未申請)
国	598- 3	原野	104,774.73	財務省
園		河川敷地	31,084.41	農林省 (未確定)
公園敷地面積合計				313,240.80

※ 着色部分が公園告示区域

整理番号 南総6

平成 15 年 3 月 28 日			
公園名	藻南公園 1/5		
土地の所在	川沿9条1丁目, 10条1丁目, 11条1丁目 真駒内柏丘7丁目, 8丁目, 12丁目		
現況図番号	15-08	縮尺	1:5000
作成者	札幌市緑化推進部公園管理課		
所管課所名	札幌市緑化推進部公園管理課		

※札幌土木現業所から土地購入後の図面である。

## 設計総括表

項目・種別・細目	単位	数 量	金 額	摘 要
直接人件費				
施設改修検討	式	1		第1号内訳書
打合わせ	式	1		第2号内訳書
直接人件費計				
直接経費				
旅費交通費	式	1		
電子成果品作成費	式	1		
直接経費計				
直接原価	式	1		
その他原価	式	1		
業務原価	式	1		
一般管理費等	式	1		
業務価格	式	1		
消費税等相当額	式	1		10%
業務委託料	式	1		

施設改修検討

一金 円

内 訳

第1号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
与条件の把握、整理		式	1			
施設改修計画案の検討、提案		式	1			
施設改修計画案図の作成		式	1			
年次計画の作成、概算事業費の算出		式	1			
民間事業者へのヒアリング		式	1			
報告書の作成		式	1			
計						

打合わせ

一金 円

内 訳

第2号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合わせ	4回（業務着手時・中間2回、成果品納入時）	式	1			
計						